

7 消安第2549号
令和7年7月31日

食品安全委員会
委員長 山本 茂貴 殿

農林水産大臣 小泉 進次郎

食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号。以下「法」という。）第24条第1項第14号、食品安全委員会令（平成15年政令第273号）第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令（平成15年内閣府令第66号）第3号の規定に基づき、下記事項に係る法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第1の1の（1）のシの規定に基づき、次の飼料の安全性についての確認を行うこと

チョウ目害虫抵抗性及び除草剤アセト乳酸合成酵素阻害剤耐性ダイズ（COR23134）



チョウ目害虫抵抗性及び除草剤アセト乳酸合成酵素阻害剤耐性ダイズ
(COR23134) (飼料)
に係る食品健康影響評価について

1. 趣旨

「チョウ目害虫抵抗性及び除草剤アセト乳酸合成酵素阻害剤耐性ダイズ (COR23134)」については、令和6年4月23日付けでコルテバ・アグリサイエンス日本株式会社から組換え DNA 技術応用飼料の安全性確認の申請があったことから、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第14号等の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

2. 評価依頼品目の概要

本品目は、ダイズ 93Y21 系統を宿主とし、チョウ目害虫への抵抗性を持たせるため、*Bacillus thuringiensis* 由来の *cry1B.34.1* 遺伝子、*cry1B.61.1* 遺伝子、*Adiantum trapeziforme var. braziliense* 由来の *ipd083Cb* 遺伝子が導入されている。

さらに、除草剤アセト乳酸合成酵素阻害剤への耐性を持たせるため、ダイズ (*Glycine max* (L.) Merr.) 由来の *gm-hra_1* 遺伝子が導入されている。

3. 付与される形質の概要

導入された *cry1B.34.1* 遺伝子、*cry1B.61.1* 遺伝子及び *ipd083Cb* 遺伝子により発現する Cry1B.34.1 たん白質、Cry1B.61.1 たん白質及び IPD083Cb たん白質は、標的害虫の中腸上皮細胞に存在する特異的受容体に結合し、消化管組織に損傷を与えることで、殺虫活性を示す。

また、導入された *gm-hra_1* 遺伝子により発現する GM-HRA たん白質は、除草剤アセト乳酸合成酵素阻害剤の影響を受けないため、アセト乳酸合成酵素を阻害する除草剤による影響を受けずに生育できる。

4. 利用目的及び利用方法

本品目の飼料としての利用目的や利用方法は、従来のダイズと相違がない。

5. 海外の状況

本品目は、海外で飼料として使用が認められている国はない。

6. 今後の方針

食品安全委員会からの食品健康影響評価の結果を得た後、官庁報告等の手続きを進める。